

平成 2 2 年度県税改正等のお知らせ

=====
平成 2 2 年度県税改正の主なものは次のとおりです。
=====

個人住民税の扶養控除

次のとおり改正され、平成 2 4 年度分から適用されます。

- ・ 1 6 歳未満の扶養親族に係る扶養控除 (3 3 万円) を廃止。
- ・ 1 6 歳以上 1 9 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分 (1 2 万円) を廃止し、扶養控除の額を一人につき 3 3 万円とする。

自動車取得税・軽油引取税

- ・ 1 0 年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、従来の税率水準が維持されます。
- ・ 原油価格の高騰が続いた場合、揮発油税(ガソリン税)の取扱いと連動して、軽油引取税について、本則税率を上回る部分の課税を停止する措置が創設されました。
- ・ 環境にやさしい自動車について、自動車取得税の「エコカー減税」が、拡充の上、継続されます。

自動車税のグリーン化

排出ガス・燃費性能の優れた自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が、軽減対象の見直しを行った上で、2 年延長されました。

たばこ税

- ・ たばこ税の税率が、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から、国と地方あわせて、1 本当たり 3 . 5 円 (小売価格では 1 本 5 円程度) 引き上げられます。

=====
県税コンビニ納税・口座振替のお知らせ
=====

自動車税はコンビニや口座振替でも納税できます。平成 2 2 年度分の口座振替の申込期限は、平成 2 2 年 4 月 3 0 日です。お近くの取扱金融機関や地域県民局県税部で、お早めにお申し込みください。

県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

「県税・市町村税インフォメーション」<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>